

特別企画：法人税改革に対する企業の意識調査

賃上げは3割、設備投資は2割が実施予定

～ 改革への認知度高いほど、賃上げ・設備投資意欲高く ～

はじめに

現在、各国は法人税率の引き下げなど、税制から企業の競争力向上を支援する政策を打ち出している。政府は、働き方改革の推進や生産性向上に向けた税制改革にあたり、賃金や先進技術の投資を増やした企業に対して、負担額の軽減を図る法人税制を検討する一方、これらに消極的な企業に対する優遇措置の見直しなどの方針を掲げている。こうしたなか、2017年12月14日、与党は平成30年度税制改正大綱を公表した。

そこで、帝国データバンクは、法人税改革に対する企業の見解について調査を実施した。本調査は、TDB景気動向調査2017年12月調査とともに行った。

※調査期間は2017年12月18日～2018年1月9日、調査対象は全国2万3,113社で、有効回答企業数は1万168社（回答率44.0%）。

※本調査における詳細データは景気動向調査専用HP(<http://www.tdb-di.com/>)に掲載している。

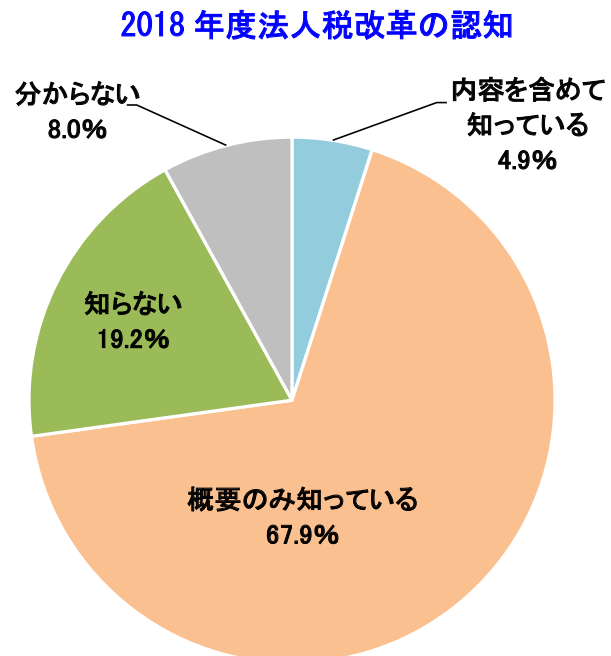
調査結果（要旨）

1. 法人税改革への認知度、「内容を含めて知っている」企業は4.9%。「概要のみ知っている」の67.9%と合わせると72.8%となり、企業の7割超が少なくとも法人税改革の要旨を認知
2. 今回の法人税改革を受けて、賃上げは企業の30.3%、設備投資は20.3%が「実施する（予定含む）」と回答。賃上げは従業員数6～100人以下の企業で3割超、設備投資は21～1,000人以下の企業で2割を超える。賃上げは資本金による実施意向に差がみられるものの、設備投資は賃上げほど大きな違いが表れていない。ただし、認知度によっても実施意向に差が表れる。特に、資本金1億円以下で「内容を含めて知っている」企業では52.5%が賃上げを実施予定
3. 法人課税制度改革で政府に求める政策は、「法人実効税率の引き下げ」が48.0%で最も高い。次いで、「法人税減税」（36.1%）が3割台、さらに「補助金や助成金の拡充」（28.2%）や「税制の簡素化」（27.7%）が続いた。他方、「法人実効税率の引き下げ」「外形標準課税の見直し」は大企業で高く、「法人事業税減税」「法人住民税減税」「法人税減税」「固定資産税の見直し」は中小企業で高かった
4. 今回の法人税改革による日本経済活性化への寄与では、「寄与する」と回答した企業が28.6%、「寄与しない」が26.2%でほぼ二分された。ただし、「分からない」が45.3%と半数近くにとり、多くの企業で日本経済全体に与える影響について判断しきれない様子がうかがえる

1. 法人税改革、企業の7割超が少なくとも要旨について認知

現在、政府や各党において議論が行われている法人税改革について、どの程度知っているか尋ねたところ、「概要のみ知っている」と回答した企業が67.9%で最も高かった。また、「内容を含めて知っている」（4.9%）と合わせると72.8%となり、企業の7割超が少なくとも法人税改革の要旨を認知していた。他方、「知らない」は19.2%となり、約2割の企業が法人税改革について認知していなかった。

企業からは、「国際競争力強化の観点からも法人税改革は必要不可欠な課題。高額納税企業ほど税額控除の恩恵を受けられるような仕組み作りを望む」（電子部品製造、山梨県）や「政府の方向性は賃上げと



注：母数は有効回答企業1万168社

生産性向上であり、法人税改革はその支援策としての性格が出ている」（水産食料品製造、愛知県）、「設備投資などの支出は、税引き後利益への影響も大きな判断材料となるので、法人税改革によって企業の設備投資意欲を高め、働き方改革による人件費上昇への優遇策は有効になると思う」（電気機械器具卸売、長野県）といった、今回の法人税改革を積極的に捉える意見がみられた。

他方、「ここ数年の法人税改革は、大企業に優しく中小企業にはあまり優しくないと思う。もっと中小企業に対しても効果が出る改革を行ってほしい」（建築用金属製品製造、石川県）といった、法人税改革が大企業優遇になっているという見方も多くあがった。また、「いくら税金が下がっても、人手不足で仕事を増やすことができない。法人税改革より、外国人労働者の雇用推進など人手不足対策を立ててもらいたい」（一般貨物自動車運送、静岡県）や「法人税改革などは些末な問題にすぎない。改革はもっと将来を見据えた明確な目標提示と行動が必要で、その答えを世界に示すべき」（産業廃棄物処分、大阪府）など、税制改革においては法人税以外にも重要になると指摘する声も聞かれた。

賃上げ・設備投資減税の要旨

【大企業向け】賃上げ及び投資の促進に係る税制	
要件	税額控除(限度額:法人税額の20%)
①平均給与等支給額が前年比3.0%以上増加	①と②を両方満たした場合、給与等支給総額の増加額の15%
②国内設備投資額が減価償却費の90%以上	
③教育訓練費が前々期・前期の平均教育訓練費20%以上増加	①～③をすべて満たした場合、給与等支給総額の増加額の20%
【中小企業向け】賃上げ促進に係る税制	
要件	税額控除(限度額:法人税額の20%)
①平均給与等支給額が前年比1.5%以上増加	給与等支給総額の増加額の15%
②平均給与等支給額が前年比2.5%以上増加	
③教育訓練費が前期の教育訓練費10%以上増加	②と③又は②と④を満たした場合、給与等支給総額の増加額の25%
④中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明	

※平成30年度与党税制改正大綱より帝国データバンクまとめ

2. 賃上げは約3割、設備投資は約2割の企業が実施予定、認知度により反応に違いも

2018年度与党税制改正大綱では、生産性向上のための設備投資や持続的な賃上げを積極的に行う企業の税負担を軽減する一方、消極的な企業に対しては一部の優遇制度（租税特別措置）を見直す方針が示されている。

そこで、今回の法人税改革を受けて賃上げを実施するか尋ねたところ、「実施する（予定含む）」と回答した企業は30.3%、「実施しない（予定含む）」は16.9%、「検討中」は29.5%となり、企業の約3割が賃上げの実施を考えていた。また、設備投資では「実施する（予定含む）」は20.3%、「実施しない（予定含む）」は23.9%、「検討中」は27.0%となった。

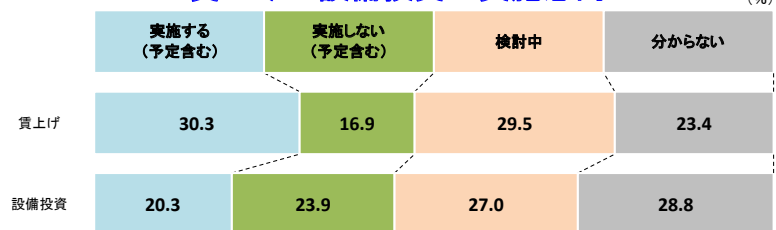
「実施する（予定含む）」と回答した企業を従業員数別にみると、賃上げは「6～20人」「21～50人」「51～100人」で3割を超えた。他方、設備投資では、「21～50人」「51～100人」「101～300人」「301～1,000人」で2割超となった。

また、資本金別および政策の認知度別に賃上げや設備投資の実施意向をみると、賃上げは、資本金1億円以下で法人税改革の内容を含めて知っている企業では52.5%が実施する一方、認知度が下がるにつれて、割合が低下していく。資本金1億円以上では、内容まで知っている企業の34.8%が予定している。他方、設備投資では、資本金による差は賃上げと比較して小さく、内容の認知度により実施

を予定する企業の割合に、賃上げとの違いが表れた。

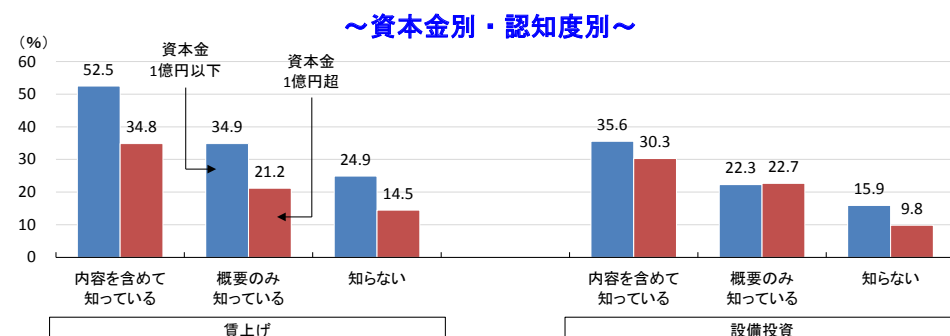
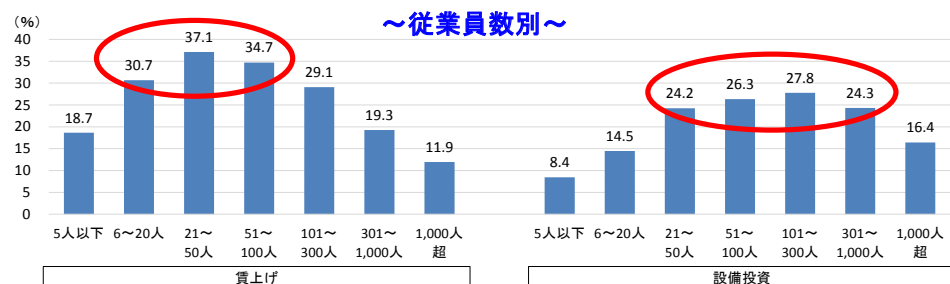
今回の法人税改革における賃上げと設備投資に関して、従業員数や政策内容の認知度により政策への反応が異なり、企業規模に応じた内容の周知が一段と重要となろう。

賃上げ・設備投資の実施意向



注：母数は有効回答企業1万168社

賃上げ・設備投資を「実施する」割合



3. 法人減税を求める一方、「補助金や助成金の拡充」「税制の簡素化」も上位に

法人課税制度改革についてどのような政策を求めるか尋ねたところ、「法人実効税率の引き下げ」が48.0%で最も高かった（3つまでの複数回答、以下同）。次いで、「法人税減税」（36.1%）、「補助金や助成金の拡充」（28.2%）、「税制の簡素化」（27.7%）、「設備投資減税」（27.1%）が続いた。

他方、求める政策には企業規模により異なる項目もみられた。「法人実効税率の引き下げ」や「外形標準課税の見直し」は大企業で高くなった一方、「法人事業税減税」や「法人住民税減税」「法人税減税」「固定資産税の見直し」などは、規模が小さい企業ほど高くなる傾向が表れた。

法人課税制度改革に求める政策 (複数回答、3つまで)

	(%)			
	全体	大企業	中小企業	うち小規模企業
1 法人実効税率の引き下げ	48.0	54.7	46.2	42.1
2 法人税減税	36.1	31.2	37.4	38.2
3 補助金や助成金の拡充	28.2	22.6	29.7	27.8
4 税制の簡素化	27.7	29.2	27.3	27.3
5 設備投資減税	27.1	29.2	26.6	21.7
6 固定資産税の見直し	22.7	19.9	23.4	23.6
7 法人事業税減税	20.7	16.9	21.6	24.0
8 法人住民税減税	9.6	8.0	10.0	12.8
9 外形標準課税の見直し	6.2	11.8	4.7	3.4
10 地方法人特別税減税	4.2	3.3	4.5	5.0
11 課税対象範囲の拡大	3.4	4.3	3.2	3.4
その他	3.3	2.7	3.4	3.6

注1：母数は有効回答企業1万168社

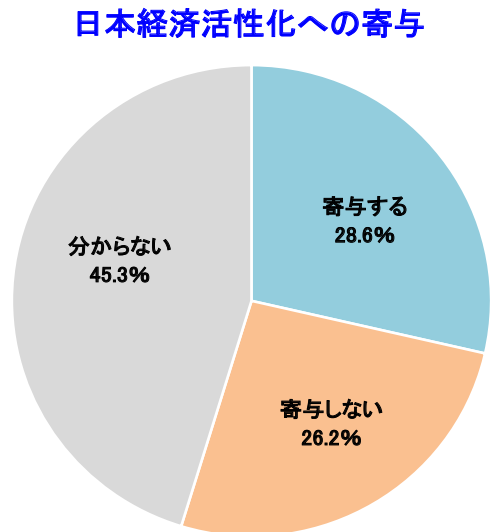
注2：網掛けは、全体より5ポイント以上高い(低い)ことを示す

企業の意見(法人課税制度改革に求める政策へのコメント)
・ 減税措置についても、シンプルで広範囲に恩恵があるものでないと景気効果は限定的なものとなり、景況感の向上にはつながらない(建築工事、東京都)
・ 複雑な税制体系の簡素化が必要(鉄鋼卸売、愛知県)
・ 法人税の減税には賛成したいが、それに代わる財源確保が見えない(ソフト受託開発、東京都)
・ 企業の安定化をいうのであれば、ある程度の内部留保ができるまで定率課税の制度があってもいい(ソフト受託開発、大阪府)
・ 補助金や助成金制度は企業の競争力を擦り減らす。政府は企業に対して公正な競争意欲を掻き立ててほしい(機械設計、東京都)
・ 法人税の減税などの税制優遇措置では、中小などの利益の出ない企業にとっては、全く恩恵を受けられない。大企業のための税制改革に思える(一般土木建築工事、山形県)
・ 法人税の実効税率は全体では引き下げるが、利益800万円未満は優遇が過大なので税率を引き上げる。消費税を増税し赤字の中小企業からも税を徴収する(印刷インク製造、大阪府)
・ 零細企業は、営業黒字でも積極的な設備投資をすると償却で当期赤字となる場合がある。一括償却の優遇策など零細企業向けの税制拡充を期待したい(ソフト受託開発、静岡県)
・ 法人税の引き下げよりも個人所得の大型減税が必要。個人の所得を潤し、消費を喚起する事が急務(生鮮魚介卸売、東京都)
・ 減価償却期間を短縮すべき。日本の償却期間は長すぎるため、設備投資の足かせになっている(製缶板金、神奈川県)
・ 法人税の制度を変更して効果があるのは黒字企業のみ。ほとんどの赤字もしくは利益の少ない企業には、あまり効果がない(はつり・解体工事、岡山県)
・ 小規模企業が自社の経営危機に備えるため、一定額の積み立てを損金として認める(事業サービス、北海道)
・ 複雑な税制にしすぎて逆に無駄と抜け穴が多くなっていると感じる。設備投資や人件費への投資に対するインセンティブも重要であるが、公平性を担保したものでなければならない(貸家、東京都)
・ 事業所税の廃止。事業所税の課される市区町村と課されない地区町村があり不公平(各種機械・同部品製造修理、兵庫県)
・ 法人税減税により、会社のキャッシュフローが強化され、賃上げや設備投資がしやすくなる(かばん・袋物卸売、兵庫県)
・ 事業環境が大きく変化し、企業運営において過渡期を迎えていることから、短期的にでも法人税を減税していただき、追い風となる状況を創出していただければありがたい(情報家電機器小売、東京都)
・ 税率の引き下げを行うのであれば、租特法の見直し(縮小)も併せて検討し、税収増と財政再建を目指すべき(証券投資信託委託、東京都)
・ 若手社員の採用増や比率の増加に対する補助が重要(建築工事、山口県)

4. 日本経済活性化への寄与、評価が二分される一方、半数近くが判断しきれず

今回の法人税改革が日本経済の活性化に寄与すると思うか尋ねたところ、「寄与する」が28.6%、「寄与しない」が26.2%と、見方が分かれる結果となった。また、「分からない」が45.3%と半数近くにのぼっており、日本経済全体に与える影響について、判断しきれない企業が多い様子がうかがえる。

企業からは、「本当に増やすつもりなら、払っていない人から薄く取る方向に変えないと、財政は持たない」（内航船舶貸渡、大分県）や「今回の法人税改革は大企業に設備投資を促す面では効果があると思うが、中小零細企業にはなかなか波及効果が及ばないのではないか」（土木建築サービス、東京都）、「法人税改革は事業者としては税コスト低減という意味ではメリットがある。しかし、法人税軽減が賃金に還元され、また設備投資に繋がったとしても、多くの消費者は、将来不安を理由に消費拡大に寄与しにくいこと、企業も先を見越した成長投資というよりは省力化投資が主体になるものと思料する」（普通倉庫、東京都）、「中小企業では、人手不足が解決されない限り、改革に向けた対策が実施できない状況」（ソフト受託開発、東京都）などの意見があがった。



注：母数は有効回答企業1万168社

まとめ

国内景気が拡大を続けるなか、賃金の上昇は緩やかなものにとどまっている。こうしたなか、米国では10年間で1.5兆ドルにのぼる大型減税が成立するなど、各国では税制面から企業の競争力向上を支援する政策が打ち出されてきた。日本では、企業の内部留保が増大するなかで、現預金は211兆円に達し、過去最高となった。そのため、中小企業の賃上げや設備投資等を促す2018年度税制改正が注目されている。

本調査によると、企業の法人税改革に対する認知度は7割超が要旨を知っているが、そのうち内容まで把握している企業は4.9%にとどまっている。また、賃上げや設備投資に対する政策への反応は認知度により大きく異なることが明らかとなった。さらに、賃上げは資本金による違いが顕著に表れた一方、設備投資に大きな違いはみられなかった。

法人課税制度について、企業は政府に法人減税を求める一方、補助金や助成金の拡充、税制の簡素化などを求める意見も強い。法人税改革が日本経済の活性化に寄与するかどうか、企業の見方は分かれている。政策投入をより効果的なものとするため、政策に対する認知度を高めることが一段と重要となろう。

調査先企業の属性

1. 調査対象(2万3,113社、有効回答企業1万168社、回答率44.0%)

(1) 地域

北海道	524	東海(岐阜 静岡 愛知 三重)	1,135
東北(青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島)	636	近畿(滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山)	1,727
北関東(茨城 栃木 群馬 山梨 長野)	720	中国(鳥取 島根 岡山 広島 山口)	573
南関東(埼玉 千葉 東京 神奈川)	3,230	四国(徳島 香川 愛媛 高知)	312
北陸(新潟 富山 石川 福井)	563	九州(福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄)	748
		合計	10,168

(2) 業界(10業界51業種)

農・林・水産	59		飲食料点小売業	64		
金融	122	小売	繊維・繊維製品・服飾品小売業	30		
建設	1,482		医薬品・日用雑貨品小売業	24		
不動産	315		家具類小売業	9		
製造	飲食料品・飼料製造業	330	(406)	家電・情報機器小売業	37	
	繊維・繊維製品・服飾品製造業	109		自動車・同部品小売業	60	
	建材・家具・窯業・土石製品製造業	226		専門商品小売業	132	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	103		各種商品小売業	46	
	出版・印刷	185		その他の小売業	4	
	化学品製造業	419		運輸・倉庫	436	
	鉄鋼・非鉄・鉱業	504		サービス	飲食店	39
	機械製造業	446			電気通信業	13
	電気機械製造業	342			電気・ガス・水道・熱供給業	8
	輸送用機械・器具製造業	102			リース・賃貸業	110
精密機械・医療機械・器具製造業	75	旅館・ホテル	25			
その他製造業	86	娯楽サービス	64			
卸売	飲食料品卸売業	365	(1,513)		放送業	14
	繊維・繊維製品・服飾品卸売業	179			メンテナンス・警備・検査業	157
	建材・家具・窯業・土石製品卸売業	327			広告関連業	100
	紙類・文具・書籍卸売業	101			情報サービス業	419
	化学品卸売業	285		人材派遣・紹介業	53	
	再生資源卸売業	32		専門サービス業	241	
	鉄鋼・非鉄・鉱業製品卸売業	312		医療・福祉・保健衛生業	100	
	機械・器具卸売業	914		教育サービス業	24	
	その他の卸売業	347		その他サービス業	146	
				その他	46	
		合計	10,168			

(3) 規模

大企業	2,106	20.7%
中小企業	8,062	79.3%
(うち小規模企業)	(2,660)	(26.2%)
合計	10,168	100.0%
(うち上場企業)	(294)	(2.9%)

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容に関する問い合わせ先 】

株式会社帝国データバンク

産業調査部 情報企画課 担当：窪田剛士

TEL 03-5775-3163 e-mail keiki@mail.tdb.co.jp

当リリース資料の詳細なデータは景気動向調査専用 HP (<http://www.tdb-di.com>) をご参照下さい。

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。